

京都市情報公開・個人情報保護審議会

令和3年度第1回 制度部会 議事要旨

- 1 日 時 令和3年10月19日（火） 午前9時30分～午前11時10分
- 2 場 所 京都市役所本庁舎 1階 第1会議室
- 3 出席委員 山田部会長，小林委員，曾我部委員，松塚委員，宮村委員，渡辺委員

4 概 要

(1) 部会長職務代理者の選出について

部会長の指名により，渡辺委員を部会長職務代理に選出した。

(2) 本市における個人情報保護制度の見直しについて

事務局から資料に基づき説明を受けた後，次のような発言があった。

(曾我部委員) 出資法人の個人情報保護措置も議論の余地がある。現行はどのような措置がされているのか。

(事務局) 個人情報の開示等は本市の条例を参考に実施している。

(曾我部委員) 今後は個人情報保護委員会が行政機関に対しても監視を行うことになるが，現在の本市の監督体制はどうなっているのか。また，今後の監督体制はどうなるのか。

(事務局) 現在は，個人情報の漏えい等の事故事案が発生した場合，総合企画局情報化推進室情報管理担当（条例を所管）及び行財政局コンプライアンス推進室に報告することになっている。重大な事故事案が発生した場合は，庁内に対して通知等を発出している。事案の公表判断等は所管局が行っており，本人への報告，謝罪は直ちに行っている。

(曾我部委員) 民間企業は責任者を設け，個人情報の流れの把握，リスクの洗い出しなど，事前の体制づくりをしている。事故が起こってからへの対応ではなく，普段からの体制づくりが自治体にも求められる。

(事務局) 現行条例第12条第2項の規定により，個人情報管理責任者（所属長）を置くことになっている。責任者が所属内の個人情報取扱事務を把握し，リスクに対し日ごろから職員に注意喚起を行っている。また，全庁的にコンプライアンス推進の取組月間を設置し，所属長や所属職員を対象に，それぞれの立場から個人情報の取扱いに係る項目を含んだチェックシートを実施するなど，個人情報の適正管理の啓発に努めている。

(渡辺委員) 個人情報の取扱いに係る条例上の制限について，新法の共通ルールの下では個別に審議会へ意見聴取する手続がなくなるが，今までの手続の利点や，今後新しい仕組みになることに対する懸念はあるか。審議会委員を務める中で，自衛官募集事務に係る対象者情報の提供の審議については，審議対象となった電算処理の部分だけではなく，審議対象

外ではあったが提供すること自体にも問題意識があり、違う形での対応もあり得たのではないかと思うところもあった。事務局の実感を聞きたい。

(事務局) 審議会への意見聴取手続があることで、対外的にしっかりと説明ができるような事務構築や個人情報の処理を徹底しようということになる。本市職員にとっては重い存在である。

共通ルールでは、目的外利用等の制限解除は審議会手続ではなく「相当の理由があるとき」といった規定で判断することになり、その中身を、国がガイドラインで示すことになっているが、どこまで書かれるのか、本市が積み重ねてきたものがガイドラインに反映されているのか、また、ガイドラインの考え方と重ならない部分が生じたらどうしたらよいのか、心配はある。

審議会の審議案件の中には、自衛官募集事務に係る対象者情報の提供など、一般の批判がある部分が審議の対象外であったものもある。ただ、各所管課は審議対象以外のところも意識して審議会に臨んでいる。

(曾我部委員) 共通ルールの目的外提供の制限に関して、2つの懸念がある。

1つ目は、ガイドラインに基づく制限の例外とする場合の判断に第三者が関与しない点である。過剰な提供と過少な提供が考えられ、前者は論点が明らかであるが、後者についても、例えば、自治体は災害時の提供にも慎重になるため、必要な情報の提供に当たって、第三者による判断が後押しとなる。そのような機能を審議会が果たしていると考えられる。

2つ目は、現行の条例もそうであるが、第三者提供が可視化されない点である。民間の規律では、第三者提供した場合に記録する義務があり、その記録は開示請求できることになっている。一方で、行政機関等にはそのような規律がなく、決裁文書等の公開請求をしない限り、どういう理由で誰にどの情報を提供したのか確認できない。これは法律の瑕疵と考えているが、何らかの手当が必要ではないか。

(曾我部委員) 本市が個人情報を第三者に提供した事実を、報道があつて初めて本人が知る例もあるだろう。報道がない場合は事実を知る術がなく、条例上は黙って提供しても問題ないというのはいかがなものか。

(事務局) 自衛官募集事務に係る対応のように提供前に周知期間を設け、拒否の申出があつた方を対象から外す対応をしている例もある。

(曾我部委員) (市民やマスコミが) 問題視するものについて、任意の事務として除外する対応をしているのではないのか。第三者提供の記録や公表等が制度として位置づけられていないのは問題だと思う。

(事務局) 法律にない事項を条例でどこまで規定できるか分からないところがある。

(曾我部委員) 市の内部プロセスを条例で規定することは、法律の目的を阻害することにはならないのではないのか。審議会への報告事項として規定できないのか。

(事務局) 審議会に報告するという仕組みも対応方法の一つであると考ええる。

(宮村委員) 現行条例は本人以外からの収集を制限しているが、新法では偽りその他不正な手段でなければ収集可能となるため、取得プロセスの透明性も検討すべきではないか。

また、法律の直接適用となる部分が多くなると思うが、新条例では新法の規定をどこまで書くことを想定しているのか。

(事務局) 新条例に法律と重複する規定を置くことは想定していない。また、法律に規定のない制限を独自にかけることはできないが、市民や事業者に影響のない庁内の統制について定めることは可能であると考えている。ただし、どこまで可能かは明確ではない。

(曾我部委員) あらかじめ審議会に意見聴取することは新条例に規定できないとしても、事後に報告することはできるのか。

(事務局) 審議会に事後報告した時に、個人情報の取扱いが不相当とされた場合、遡及することはできないので、その期間の様々な問題が生じるおそれはある。なお、今後は審議会への意見聴取がないことで担保が薄くなるため、市長限りで判断するのであれば一定の透明性の確保についてしっかりと考える必要がある。その点御意見をいただければと思う。

(曾我部委員) 遡及して対応することは難しくても、その時点から市長の判断で個人情報の取扱いを改めることはできるだろう。

(小林委員) 匿名加工情報制度に関してだが、レセプト等の医療情報を匿名化して利用する審議案件が過去にあったと思う。当該案件は公益性があったが、匿名加工情報の提供制度では公益性がなくても、民間事業者に提供するということか。

(事務局) 匿名加工情報は個人が識別できず、また復元できないものであり、個人情報ではない点がこれまでと異なる。匿名加工情報の提供制度は、事業の内容が新たな産業の創出や活力ある経済社会に資するといった基準もあり、社会に役立つ事業に提供するという考え方である。

(小林委員) その基準では、反社会的な事業でない限りどんな企業も提供を受けられるようにも思える。第三者のチェックがないのは不安である。手数料はどの程度なのか。

(事務局) 現在、国が実施している非識別加工情報の提供に係る手数料は、21,000円に、作成に要した時間ごとの金額や委託した場合の委託料等を加えた金額としている。

(渡辺委員) 貴重な情報を安価に提供することになるため、第三者のチェックを入れて適正さを求めるべきではないか。

(事務局) 法律の目的が保護と流通の両立であり、流通を阻害する規定を置くこともできない。

(曾我部委員) 匿名加工情報の提供については、しっかり匿名化されているかが重要である。

自治体が独自で匿名化することは技術的に難しく、加工の品質に不安が残る。国が専門組織を作るなど匿名化が担保されればよいのだが。

(山田部会長) 技術的な観点からすると、匿名加工情報の作成は相当難しい。自治体独自に対応することは困難であり、専門的な機関に委託することになると考えられ、それを事業とする企業も出てくるだろう。

(曾我部委員) 次世代医療基盤法のもと、医療分野では既に匿名加工して提供する制度があり、加工を専門とする企業もあると聞いている。

(事務局) 本市内部での加工が難しいのであれば、加工できる業者に委託し、それにかかる委託料を手数料に含めることになる。

(渡辺委員) 不開示の規定について情報公開条例との不整合がないようにとのことだが、情報公開条例の側の見直しは検討されないのか。

(事務局) 情報公開条例の非公開の規定を見直し、両者の整合性を図るということは理屈としてはあり得る。

(曾我部委員) 両者が厳密に連動しているわけではないので、規定が異なっても直接的な支障は生じない気がする。

(事務局) 両方の事務を行っている現場が混乱するおそれがある。

(曾我部委員) それは現場の慣れの問題であり、必ず統一しないと支障が生じるということではない。しかし、同じような内容に関する規定が異なることを説明することは難しい。そういう意味では統一した方がよい。

(松塚委員) 法律の開示に係る規定は、法定代理人の請求などが緻密に規定されていると思う。個人情報保護条例だけ先進的な法律の規定になり、情報公開条例だけ現行のままで現場の混乱は生じないのか。

(事務局) 心配なのは、規定が違うことによって公文書公開請求と個人情報開示請求がちぐはぐになることなので、情報公開条例を新法に合わせる考え方はある。しかし、本市がこれまで培ってきたものを大きく変えるのはいかなるものかと考えている。

なお、未成年者の法定代理人からの請求は本市の個人情報保護条例にも規定があり、利益相反の場合の考え方もあるため、法律の規定より遅れているわけではない。

(曾我部委員) 個人情報の訂正や利用停止請求について、条例は開示請求を経ずに請求できるが、法律は開示請求を経ないと請求できない。その点は後退ともとれるが、実際どの程度影響があるだろうか。京都市の実績として、開示請求を経ずに行われた請求はどれくらいあるのか。

(事務局) そもそも訂正等の請求件数自体がかなり少ないが、開示請求を経ない利用停止請求のケースもある。請求人の情報を本市が保有しているか事前に確認する意味で開示請求を経た方がスムーズに手続を行えることもあるため、このような場合は、請求人と本市の双方に利点があり、必ずしも後退とは考えていない。逆に、利用停止請求の場合など、実際の情報の利用や提供が分かっているなら、すぐ利用を止めてほしいということもあるかもしれない。

(松塚委員) 第三者提供については、事務の目的内であれば可能とする現行条例のような考え方で、事務の目的を問わず第三者提供を制限する考え方があるが、新法はどちらの考え方になるのか。

(事務局) 新法にも利用及び提供の制限に関する規定があるが、利用目的以外の目的のために利用や提供することを制限するものである。

5 その他（今後の予定）

令和3年度第2回制度部会は、令和3年12月21日（火）に開催することとした。

「定義」、「対象（実施機関）」、「取扱いの制限」を議題とする。